### **（開示様式例）ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ**

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

○○年○○月○○日

各　位

会 社 名 ○○○○株式会社

代表者名 代表取締役社長　○○　○○

 （コード：○○○○、○○○○市場）

問合せ先 取締役広報・ＩＲ部長　○○　○○

 （TEL．○○－○○○○－○○○○）

**ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ**

当社は、○○年○○月○○日開催の取締役会において、以下のとおり、ＭＢＯ（＊）である公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社とすることを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

（＊）本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）であり、当社経営陣からの出資による公開買付者が当社取締役会との合意に基づきその支配権を取得するために行うものです。

１．公開買付者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１） | 名称 | ○○○○株式会社 |
| （２） | 所在地 | ○○県○○市○○△－△－△ |
| （３） | 代表者の役職・氏名 |  |
| （４） | 事業内容 |  |
| （５） | 資本金 |  |
| （６） | 設立年月日 |  |
| （７） | 大株主及び持株比率 |  |
| （８） | 上場会社と公開買付者の関係 |
|  | 資本関係 |  |
|  | 人的関係 |  |
|  | 取引関係 |  |
|  | 関連当事者への該当状況 |  |

＜個人の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１） | 氏名 | ○○　○○ |
| （２） | 住所 | ○○県○○市 |
| （３） | 上場会社と公開買付者の関係 |  |

＜ファンドの場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１） | 名称 | ○○○○ファンド（ケイマン）、エル・ピー |
| （２） | 所在地 | 1000 West Bay, Seven Mile Beach, Grand Cayman Cayman Islands |
| （３） | 設立根拠等 | ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS（Limited Partnership） |
| （４） | 組成目的 | △△△△株式会社グループが、自社の事業である◎◎◎◎事業と関連の深い○○○○関連事業に投資を行うため組成されたものです。 |
| （５） | 組成日 | ○○年○○月○○日 |
| （６） | 出資の総額 |  |
| （７） | 出資者・出資比率・出資者の概要 | １．\*\*.\*\*％　○○　○○　（△△△△株式会社代表取締役です。）２．\*\*.\*\*％　○○○○株式会社（△△△△株式会社代表取締役○○　○○氏が個人で全額出資する○○関係の事業に投資することを専門とした会社です。）３．\*\*.\*\*％　○○○○投資事業組合（△△△△株式会社の子会社である□□□株式会社が出資する○○関係の事業に投資することを目的とした投資ビークルです。） |
| （８） | 業務執行組合員の概要 | 名称 | ○○○○株式会社 |
| 所在地 | ○○県○○市○○△－△－△ |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 事業内容 |  |
| 資本金 |  |
| （９） | 国内代理人の概要 | 名称 | ○○○○株式会社 |
| 所在地 | ○○県○○市○○△－△－△ |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 事業内容 |  |
| （10） | 上場会社と当該ファンドとの間の関係 | 上場会社と当該ファンドとの間の関係 |  |
| 上場会社と業務執行組合員との間の関係 |  |
| 上場会社と国内代理人との間の関係 |  |
| 資本金 |  |

２．買付け等の価格

　　普通株式１株につき、\*\*\*,\*\*\*円

３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（１）意見の内容

当社取締役会は、本件ＭＢＯは、当社企業価値を向上させるものであり、また、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断しています。よって、当社取締役会は、本件ＭＢＯを株主共同の利益に資するものであると判断し、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨いたします。

（２）意見の根拠及び理由

○○○○であり、○○○○であることから、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断いたしました。

なお、買付け等の価格が妥当であることを判断した根拠は以下のとおりです。

（３）算定に関する事項

①算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係

△△△△㈱は、△△△△㈱及び○○○○㈱から独立した第三者算定機関である□□□□㈱を選定し、○○年○○月○○日付で、当社普通株式価値に関する算定書を取得しました。なお、□□□□㈱は、△△△△㈱及び○○○○㈱の関連当事者には該当せず、△△△△㈱及び○○○○㈱との間で重要な利害関係を有しません。

②　算定の概要

□□□□㈱は、・・・・・・であることから市場株価法を、・・・・・・であることから類似会社比較法を、・・・・・・であることからディスカウント・キャッシュ・フロー法（ＤＣＦ法）を用いて当社の株式価値分析を行いました。

上記各方式において算定された当社の普通株式１株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 市場株価法 | ○○円～○○円 |
| 類似会社比較法 | ○○円～○○円 |
| ＤＣＦ法 | ○○円～○○円 |

市場株価法においては、・・・・・・・・・・・・。

類似会社比較法においては、・・・・・・・・・・・・・。

ＤＣＦ法においては、・・・・・・・・・・・・・。

（４）上場廃止となる見込み及びその事由

（５）いわゆる二段階買収に関する事項

（６）公正性を担保するための措置

本件ＭＢＯは、・・・・・・・であることから、公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

当社は、上記（３）①記載のとおり、本件ＭＢＯの公正性を担保するために、公開買付者とは別に当社株主のために当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である□□□□㈱を選定し、添付資料のとおり、○○年○○月○○日付で、当社普通株式価値に関する算定書を取得しました。また、当社は、○○年○○月○○日付で、□□□□㈱から本件ＭＢＯの公開買付価格○○円は、当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

また、本公開買付けの買付期間を３０営業日と設定し、対抗的ＴＯＢの機会を十分に提供し、株主の皆様の適切な判断機会を確保しています。

加えて、当社は、本件ＭＢＯに関して、○○年○○月○○日付で、○○○○法律事務所から・・・という旨の法律意見書を取得しています。

（７）利益相反を回避するための措置

本件ＭＢＯにおいては、当社取締役が出資している公開買付者が株式を取得するものであることから、株主の利益を代表すべき当社取締役には、利益相反が生じています。当社取締役会は、本件ＭＢＯの利益相反を回避するために、応募の賛否の決定について、本件ＭＢＯに利害関係を持たない当社社外監査役・・・及び社外取締役・・・並びに社外有識者である・・・により構成される第三者委員会を設置し、同委員会に対し、・・・・・・について諮問し、また、・・・・・・を委嘱することとしました。

同委員会は、本件ＭＢＯに関して慎重な審議を行った結果、本件ＭＢＯは、・・・・・・・であることから、当社企業価値を向上させるものであり、また、・・・・・・・等、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断し、その旨の報告書を○○年○○月○○日付けで当社取締役会に提出しています。

また、当社代表取締役社長○○○○及び専務取締役○○○○は、いずれも公開買付者の取締役であり、本件ＭＢＯに関し利害が相反するため、いずれも、当社の取締役会における本件ＭＢＯに関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本件ＭＢＯに関する公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。

４．公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

５．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

６．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

７．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

８．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

９．今後の見通し

＜本行為が支配株主との取引等に関するものである場合＞

１０．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、○○年○○月○○日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、○○年○○月○○日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

＜その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。＞

以　上

（参考）買付け等の概要（別添）